

## 論文

---

### ロシアによる「我々」と「他者」理解 — 「在外同胞」概念を素材として —

竹内 大樹

#### はじめに

ペレストロイカ末期に相次いでソ連からの独立を果たした各民族共和国では、国により程度の差こそあるものの、これまでの間、基幹民族中心の国民国家化が試みられている。これらの国々は多かれ少なかれ基幹民族と異なる少数派民族を内部に抱えていることもあり、国民国家化の過程では基幹民族により喧伝されてきた「民族の熱望としての独立」という言説による国家存立の正当化とエスニシティの垣根を超えた「国民」の統合とのジレンマに長らく直面してきた<sup>1</sup>。その一方で、塩川伸明も指摘するように、当該ジレンマから生じる諸問題は、往々にして「国」の枠を超えた「国際問題」という側面も有していることに留意する必要がある<sup>2</sup>。特にソ連全土に広く分布していたロシア語を母語とする住民（以下、ロシア語系住民）は、ソ連崩壊後に新たに出現した国境線により再定義されたロシア国家の領域を越えて広がることになった。その結果、彼らはロシア以外の旧ソ連諸国で新たなマイノリティーとなり、当該国家において目指されている、基幹民族を中心とする国民化政策の影響を大きく受けている。

ここで問題となるのは、背後に控えるロシアの存在である。旧ソ連諸国のロシア語系住民問題を取り扱う先行研究では、ロシアは彼らの「外的民族的母国」(external national homeland)として位置付けられてきた。Brubakerによると「外的民族的母国」とは、既存の政治的境界線を越えて共有されている民族的一体感(nationhood)の存在を根拠に、自国の国民だけではなく、第三国の国籍を有し自国の外で居住する「同胞(co-national)」への道徳的責任についても主張する国家を指すという。そのため「同胞」が、彼らの居住国の政策によって脅威に晒されていると考えられる場合、「外的民族的母国」の権利や義務として、当該国での「同胞」の権利や利益の保護を要求するという<sup>3</sup>。

以上のようなロシアの「外的民族的母国」としての姿勢は、プーチンによる「クリミア編入演説」において如実に示されることになった。そこでは、①クリミア半島がロシアの歴史上重要な位置を占めていることや②1954年のソヴィエト幹部会令により不法にウクライナへ引き渡されたという歴史的経緯に加えて、③マイダン後のウクライナ臨時政府により議会へ提出された新「言語法」法案は、クリミア半島に居住する民族的少数者の権利を不当に制限していること、④ロシアはウクライナに居住するロシア民族(русские люди)やロシア語を母語とするウクライナ国民(русскоязычные граждане на Украине)の利益につき政治的、外交的、法的手段により保護す

る用意があることが主張されている<sup>4</sup>。

ここで、ロシアによる「我々」と「他者」理解の一端を探る手がかりを掴むべく、国家の重要な構成要素の一つである「国民」概念について注目してみたい。ロシアの国籍法は、ソ連崩壊直前の1991年11月に制定されたもの（以下、1991年国籍法<sup>5</sup>）と、その後2002年7月に新たに制定されたもの（以下、2002年国籍法<sup>6</sup>）の2つが存在する。長島徹によると、1991年国籍法下では旧ソ連国民は極めて簡単にロシア国籍を取得することができ、ロシア国外に住む多くの旧ソ連国籍者にも国籍取得の道が広く開かれていた。しかし、プーチン政権下で制定された2002年国籍法ではロシアでの5年間の居住という事実に基づき国籍が付与されるようになり、「在外同胞」（соотечественники за рубежом）への国籍付与についても原則としてロシアへの自発的移住が求められるようになった。そのため、90年代に見られた他の旧ソ連諸国との間で二重国籍を推進する政策は、2002年国籍法制定と同時期に放棄されたという<sup>7</sup>。

他方で、長島は2002年国籍法での「ロシア国内での居住に基づく国籍付与」の例外として、2002年に行われたアブハジアと南オセチヤ住民への短期間でのロシア国籍付与や、2019年の大統領令によるウクライナ東部住民へのロシア国籍付与を挙げている<sup>8</sup>。これらはグルジアやウクライナの領土に「ロシア国民」を出現させた上で、彼らの保護を理由として政治的圧力をかけることが主たる目的の一つであると言える。そのためロシアによる「我々」理解は、一見すると「ロシア国民」に限定されていると考えられる。しかしそのように考えると、プーチンがクリミアのロシアへの編入を正当化する演説で、なぜ「我々＝ロシア国民」に当たらない「ロシア語を母語とするウクライナ国民」の「言語権」保護を訴えたのか説明できない。ここからは、特に近年のロシアによる「我々」と「他者」の境界線理解は、「国民」概念を超えた、より広汎な概念によって定義されていると考えられる。つまりソ連崩壊後に生じた国境による「ロシア国家」の縮小や「ロシア＝ネイション」の分断が強調され、ロシアの潜在的影響圏として、「ロシア語を核とする、国境を越えた『想像の共同体』」が想定されていることが窺われる。

そこで本稿では、これまでの「国民」概念と「在外同胞」概念の変容に加えて、「在外同胞」政策の変遷を分析することで、昨今のロシアによる「我々」と「他者」理解について検討する。

## 1. 「在外同胞」概念とその支援策の形成

### 1-1. ソ連崩壊直後

ソ連末期から崩壊直後の期間では、共産主義体制との決別を主張するエリツィンは、国際経済秩序への迅速な統合を実現するべく、西側諸国との協調路線を採っていた。そのため、当時のロシアの外交指針では旧ソ連諸国との関係は経済問題に比して軽視されており、ロシア以外の旧ソ連諸国に居住するロシア語系住民は当地の社会に統合されるべきで、彼らの処遇に関する諸問題は当該共和国で、または国際機関を通じて解決されるべきであると考えられていた<sup>9</sup>。

その一方で、このようなロシアの姿勢は「ロシア国家とロシア語系住民は不可分一体であるからロシアは彼らを保護する義務がある」と主張する国内諸勢力からの批判を受けることになった<sup>10</sup>。

その理由の一つとして、独立回復後のラトヴィアやエストニアにおけるロシア語系住民の処遇

が考えられよう。両国はソ連による軍事的圧力を背景に1940年6月にソ連に編入され、第二次世界大戦後には多くのロシア語系住民からなる移民を他の共和国から受け入れることを余儀なくされた。その結果、当地の民族比率はソ連時代を通じて著しく変化し、同時に民族語とロシア語の非対称な二言語主義も顕在化した。そこで両国はソ連からの独立回復後、1940年6月のソ連編入は国際法に照らし違法であり、大戦間期の独立共和国と独立回復後の共和国との間には「法的連続性」があるとする論理に基づき、大戦間期に制定された国籍法を復活する方針を採った。これにより多くのソ連時代の移民やその子孫は無国籍者となり、彼らが国籍を取得するためには国家語能力試験への合格等を要件とする帰化手続きを経ることが求められるようになったのである。

そこで1992年秋頃になると、ロシアは旧ソ連諸国のロシア語系住民とどのような関係を構築すべきか議論されるようになり、ロシアの外交指針は当初の不介入主義から大きく変更された。ここでは、ロシア語系住民問題は国家間合意によってのみ解決されうるという立場に基づき、既存の国境線の安定性を確保しつつ、ロシアとロシア語系住民との密接な関係の構築が目指されていた。この点につきメルヴィンは、経済的圧力の行使が旧ソ連諸国へ圧力をかける手段として想定されていたとしている<sup>11</sup>が、ロシア語系住民への人権侵害を理由とするラトヴィアへの圧力行使に際し、1992年10月から1994年8月にわたるロシア軍の撤退延期という措置がとられたことに加え、撤退交渉でロシア側の交渉担当者が駐在ロシア軍による武力行使を示唆する発言を行っていたこと<sup>12</sup>を考慮すると、当時ロシアでは、旧ソ連諸国へ圧力をかける手段として軍事的圧力についても少なからず検討されていたと考えられる。

また1993年には、ソ連崩壊後の国境とエスニシティーや言語、文化の境界線との不一致を解決する方法として、旧ソ連諸国に散らばるロシア民族に加え、ロシアと歴史的紐帯を有するその他の民族に属する人々に対してもロシア国籍を付与することが目指されるようになった<sup>13</sup>。その際、ソ連崩壊直前に制定された1991年国籍法の大規模な改正が行われ、その過程では旧ソ連国民によるロシア国籍取得の条件が大幅に変更された。

そもそも1991年国籍法では、二重国籍とロシア国籍の承認につき、以下のように規定されていた。まず第3条では、二重国籍はロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦が締結した二国間条約に基づいて認められるという原則が示されている。次に第13条では、当該法律が施行された日（筆者注。1991年11月28日）にロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦内で居住する全ての旧ソ連国民は、拒否の申し出をしない限り原則としてロシア国民として見なされること（1項）に加えて、ソ連国籍を剥奪された者についても、彼らがロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦で生まれた場合、またはその両親の一方が当該個人の誕生日にソ連国民でありロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦で居住していた場合は、ロシア国民としてみなす（2項）とされている。さらに第18条r号では、ソ連国民によるロシア国籍の取得方法が定めており、ここでは「ロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦以外のソ連構成国の国籍から離脱すること」「国籍法施行から3年以内にロシア国籍取得申請を行うこと」が求められていた。

このように1991年国籍法の制定当初は、ロシア国籍取得に際して、ロシアでの3年間の居住に加えて、ロシア以外のソ連構成国の国籍を有する場合は、そこからの離脱が求められていた。しかし1993年の国籍法改正<sup>14</sup>を経て、全ての旧ソ連国民は、たとえロシア国内に居住していなくとも申請をするだけでロシア国籍を取得することができるようになり、申請期限も2000年12月31日まで延長された。

他方で、ロシアとの二重国籍に関する条約の締結に応じた旧ソ連諸国は、トルクメニスタン<sup>15</sup> (1993年) とタジキスタン (1995年) というソ連時代にロシア民族が少なかった国に留まった。そこでロシアは、他の旧ソ連諸国と二重国籍に関する条約の締結交渉を継続する一方で、第18条 r 号を根拠に、すでに他国の国籍を有する旧ソ連国民に対しても積極的にロシア国籍を付与することで、旧ソ連諸国で「事実上の二重国籍」にある者を増やす施策をとるようになった。ゼヴェレフによると、「事実上の二重国籍」に基づくロシア国籍付与は、二重国籍に関する条約の締結に応じなかった旧ソ連諸国でのロシアのプレゼンス維持を目的としており、その結果、1990年代を通じて、多くの人々が「事実上の二重国籍」状態にあったという<sup>16</sup>。このことから当時のロシアは、旧ソ連諸国の国民に対して積極的にロシア国籍を付与することにより、旧ソ連地域における「ロシア国民」を増加させた上で、その後「在外ロシア国民保護」を名目に彼らの居住国の各種政策に影響力を行使することを目論んでいたと言える。

その後1994年になると、ロシアの公文書において「在外同胞」という用語が使われ始めるようになった。その嚆矢となったのは、同年2月に連邦議会に向けて出された大統領教書「ロシア国家の強化について (対内、対外政策の基本指針)<sup>17</sup>」であった。そこでは「国家はすべての移住を希望する『同胞 (соотечественников)』を受け入れ、社会的に保護されていない移住者の集団に住居や就職に関する緊急支援を講じることに努める」ことが述べられているに過ぎず、ロシアが「在外同胞」に対して、彼らのロシアへの受け入れ以外で、いかなる具体的支援を講じることができるのか、何も言及されていない。

## 1-2. 「在外同胞」政策の基本原則の形成

そこで同年8月には、「在外同胞」の支援に言及した大統領令<sup>18</sup> (8月11日) と政府決定<sup>19</sup> (8月31日) がそれぞれ出された。大統領令では政府に対し、9月1日までに「在外同胞」支援の基本方針を定め、CIS諸国やバルト諸国での「在外同胞」支援に関する緊急措置の一覧表を作成し、ロシア政府、大統領府、連邦議会、NGO組織 (合意がある場合) の代表を含む、「在外同胞」支援に関する政府委員会を設立することが求められた。その後、この大統領令に応じて8月末に出された政府決定では、ロシアは原則として「在外同胞」が居住国の社会に自発的に統合され、自身の文化的特徴を保持しつつ居住国の文化に適應するための援助を行うとしている一方で、彼らが居住国における新しい生活への適應に失敗し「歴史的祖国 (историческая родина)」であるロシアへの帰還を選択した場合、ロシアは彼らを受け入れなければならないことを規定している。以上のような「在外同胞」へのロシアの支援は、彼らの居住国との二国間合意に基づき、当該国家が承諾した方法で行われることが規定されている。その一方でロシアは、国際法に則り、当該国家での「在外同胞」の権利制約を容認しないことが同時に宣言されている。そこで、ロシアが「在外同胞」支援の際にとりうる手段として「政治・法的手段、情報伝達手段」「外交的措置」「経済的手段」「社会的、文化的手段」の4つが挙げられている。

第一に、「政治・法的手段と情報伝達手段」としては、①「近い外国 (ближнее зарубежье)」でロシア語メディアを設立し、ロシア政府が実施する「在外同胞」の市民的、政治的、経済的、社会的、文化的諸権利の保護に関する処置について報道すること、②必要に応じて、CIS国家元

首評議会（совет глав государств）やCIS政府議長評議会（совет глав правительств）の会議、ラトヴィア、リトアニア、エストニアとの国家間交渉において「在外同胞」の諸権利に関する問題を提起すること、③「在外同胞」支援を行うロシア国内のNGO団体や、ロシア民族やスラヴ民族共同体、そして「近い外国」におけるその他のNGO団体と相互関係を構築し、それを利用することが挙げられている。

第二に、「外交的措置」としては、①国連やCSCE、CISやバルト海諸国理事会などの国際機関が提供する、民族的少数派の権利や人権保護に関する様々なメカニズムを利用しつつ「在外同胞」の権利保護を積極的に訴えていくことに加えて、②ロシア政府と「近い外国」の政府との間で、両国間での移民に対する支援や国籍問題に関する合意を形成すること、③「近い外国」の法令に従って、当地のロシア語話者コミュニティの発展を支援すること、④ロシアの社会团体、国際社会で活動する団体、国際機関を通じて、先住民ではない住民（некоренное население）の市民的権利の保障のために、「近い外国」の国家機関に対して、各種法令の改正について働きかけることが挙げられている。

第三に、「経済的手段」としては、①「在外同胞」が主として働いているロシア系企業への支援やそれら企業との関係強化、②「在外同胞」のための社会的・文化的領域の発展プログラムへの財政的支援、③ロシア政府と「近い外国」の政府との間で、母国の外で労働に従事する市民への社会保障や経済活動に関する合意を形成することに加えて、④「在外同胞」の諸権利が重度に侵害されている国家に対し、必要に応じて、経済関係の縮小、通関制度の変更、ロシア国内で活動を行っている当該国家の個人や法人の特権の停止を含む、適当な手法を講じることが挙げられている。

第四に、「社会的・文化的手段」としては、①社会的に保護されていない「在外同胞」支援の方法を検討し、年金保障の分野でのCIS諸国国民の権利保障について合意を形成し、社会保障に関する合意がなされていない「近い外国」とも同様の合意を執り行うこと、②二国間での合意に基づき「近い外国」でロシアが出資する病院を設立すること、③ロシアのいくつかの大都市において「在外同胞」との結びつきに関する地域コミュニティの形成を支援すること、④しかるべき合意に基づき、「近い外国」でのロシア語で書かれた定期出版物への技術的・情動的・財政的支援を講じること、⑤ロシア文化センターの設立や支援を含む、文化や教育の領域での協力について「近い外国」の国家と合意を形成し、それに基づいて具体的支援を講じること、⑥ロシア文化センターや図書館、クラブ、学校、劇場、その他のロシアの文化・医療機関に対して譲渡するべく、ロシア国外に所在する財産のうち、特に駐在ロシア軍から明け渡された物件の登記手続きや所有権の取得に関する手段を行使すること、⑦「近い外国」の文化センターや図書館で用いられる可能性があるロシア語で書かれた歴史的資料の収集・保存に関する活動を組織すること、⑧相互主義に基づき、文化的関係の発展、文化的・歴史的遺産の記念碑の保全に努めること、⑨「在外同胞」が居住国の言語を習得する必要性を考慮しつつ、適切な学習プログラムの効果的な実施に努めること、⑩両国の合意に基づいて、「近い外国」におけるロシア語による教育の組織的、教育学的諸問題（教科書、参考書の供給、教員養成や能力向上、学生や生徒の交流）の解決に参加すること、⑪「近い外国」におけるロシアの総合大学や単科大学、学部そしてギムナジウムの

設立につき、当該国家と協議を行うこと、⑫「近い外国」から「在外同胞」をロシアの高等、中等専門教育機関に受け入れ、彼らに援助を行う可能性や、高等教育機関同士での交流の促進について検討すること、⑬「近い外国」に居住するロシア語系住民の書籍需要を充足するための措置を検討し、実行することが挙げられている。

このように、1994年政府決定では、ロシアが「在外同胞」の権利保護につき積極的な手段をとる用意があることが示されている一方で、「在外同胞」の定義は明らかにされておらず、ロシアによる支援の対象者が誰なのかという点は依然として不明である。そこで1995年以降は「在外同胞」の定義を明らかにすることに加えて、1994年政府決定で示された各種支援策の具体化が進められていくことになる。

### 1-3. 「在外同胞」の定義の明確化

1995年12月の「ロシアのディアスポラ支援と同胞の保護に関する国家会議宣言<sup>20</sup>」では、ロシアが同胞やディアスポラに対して基本的人権や基本的自由、民族的、宗教的、言語的少数派に属する個人の諸権利の保障に関する道徳的・政治的義務を負っていることが、初めて公に宣言されたことに加えて、「ディアスポラ」と「同胞」を区別しようとする試みが垣間見られる。ここでは「ディアスポラ (российская диаспора)」とは、「ソ連やロシア連邦から出国した全ての者やその子孫のうち、ロシア連邦国民ではなく民族、言語、信仰、性別、職業、居住地その他の事情から独立して、ロシア連邦または任意の連邦構成主体と自己との間に心理的または文化、民族的関係を見出す者」と定義されている。

他方で「同胞 (российские соотечественники)」とは、「ソ連やロシア連邦から出国した全ての者やその子孫のうち、ロシア連邦国民ではなく、民族、言語、信仰、性別、職業、居住地その他の事情から独立して、ロシア連邦または任意の連邦構成主体と自己との間に心理的または文化・民族的関係性につき明らかな方法 (явным образом) により宣言し、その関係を証明した者」と定義されている。しかし「同胞」となるために必要な手続きにつき何も言及されておらず、依然曖昧な定義に留まっている。

また「ディアスポラ」と「同胞」との間では、期待可能なロシアによる支援につき差別化が図られている。「ディアスポラ」に対しては、彼らがいかなる差別なく基本的人権や自由を享受するための支援に加え、経済的諸権利や母語の使用、母語の学習、母語による教育、母文化の文化的財産の利用の保障といった言語、文化的諸権利の保障につき支援を行うとされている。他方で「同胞」に対してはより広範な支援が規定されており、①居住国でロシア語またはロシアの諸民族語によって教育を受ける機会の保障、②ロシアで中等、高等教育を受ける権利の保障、③現居住国でのロシア語またはロシア連邦諸民族語による情報保障、④個人の申請に基づく簡素化された方法でのロシア国籍取得、⑤「在外同胞」への差別が起きた場合、彼らをロシアに帰還させること、の実現に向けて努力することが謳われている。

その後、1996年5月の政府決定<sup>21</sup>により「在外同胞支援措置プログラム」が取り決められた。冒頭では、多くの「同胞」がソ連崩壊後に新たに出現した国境線によってロシアと切り離され、彼らが「新しい外国 (новое зарубежье)」で、様々な苦難に直面していることに触れられている。

このような「同胞」に関する諸問題は、ロシアと旧ソ連諸国との関係構築やそれぞれの国の対内政策における重要な要素であるとされており、ソ連の権利承継主体として「同胞」への道徳的義務を負うロシアは、旧ソ連諸国の政府に対してそれらの問題解決の支援を行う。その一方で「同胞」の権利制約が行われた場合には、彼らの諸権利を保護するべく国際的に承認された手段を行使するとされている。その上で「同胞」への支援としては、彼らが自身の文化的独自性を保持しつつ、居住国の社会に統合されることへの支援に加えて、同時に、彼らに「歴史的母国」であるロシアへの帰還を保障することについても触れられている。

具体的な「在外同胞」支援としては、①「在外同胞」の権利や自由の現実的遵守のための前提条件の形成、②財政的支援、③ロシア語の普及や機能への支援、④文化、社会的諸問題の解決に関する支援、⑤情報保障への支援、⑥旧ソ連地域の外で居住する「同胞」との相互関係の促進、⑦組織・管理的手段（Организационно-управленческие мероприятия）が想定されている。その内容は1994年政府決定を概ね踏襲しているが、①では「同胞」の法的地位をロシア国内法において確立すること、③では旧ソ連諸国でロシア語が第二国家語の地位を付与されるように働きかけること、⑥では「古い外国（традиционное зарубежье）」に居住するディアスポラへ支援を強化すること、⑦では「古い外国」と「新しい外国」にその基幹民族が多く居住する連邦構成主体を「同胞」問題の解決に参加させることが定められている。

#### 1-4. 「在外同胞」政策の法制化

1999年5月には、全27条からなる「在外同胞に対するロシア連邦の国家政策に関する連邦法（以下、1999年法）<sup>22</sup>」が制定された。これにより、従来は大統領令や政府決定によって定められてきた「在外同胞」支援がロシア国内法上の根拠を得たことに加え、長らく曖昧な概念に留まっていた「在外同胞」の定義や、彼らのロシア国内法上の地位も具体的に定められた。そのため当該法律は、「在外同胞」とロシアとの間の法的関係を明らかにしたという点で、1991年国籍法を補完したものと言えよう。

前文では、ロシアがソ連を含むロシア国家（российское государство）の権利義務継承者であることが初めて法的に定義されており、「在外同胞」との関係性の構築はロシアの重要な対内、対外政策指針であると規定されている。その上で「在外同胞」は、自身の市民的、政治的、社会的、経済的、文化的諸権利の行使に加えて、母語や慣習等の独自性の保持に際してもロシアの支援を期待できるとされている。

第1条と第3条では、「在外同胞」の定義に加えて、これまで示されなかった「在外同胞」資格の承認やその証明方法が規定されている。「在外同胞」の定義には①ロシア連邦の領土の外に居住するロシア連邦国民、②旧ソ連国民でロシア以外の旧ソ連諸国に居住し続けており、当該国家の国籍を取得した者または無国籍となった者、③ロシア国家、ソ連またはロシア連邦から国外へ移民した者で外国籍または無国籍となった者、④上記カテゴリーに属する者の子孫のうち、外国の基幹民族の子孫を除く者が含まれるとされている。また「在外同胞」資格の承認やその証明方法は、ロシア国籍を有するか否かで異なっている。二重国籍保持者を含むロシア国民は自動的に「在外同胞」と見なされるが、ロシア国籍を持たない旧ソ連国民や移民、その子孫は自らの意

思で「在外同胞」に属するか否かを定めることができる。その上でロシア政府は、彼らに「在外同胞」への帰属を証明する文書を発行するとされている。

第5条では、「在外同胞」に対する政策の目的は、国際法、条約、ロシア国内法、彼らの居住国の法律を考慮し、彼らに対して以下に挙げる諸権利を保障するべく支援を講ずることであるとされている。そこには、母語、伝統や慣習、文化や宗教を自由に保持、発展させる権利、他の同胞との関係やロシアとの関係を樹立する権利、ロシアから情報を受け取る権利、民族文化的自治、社会团体、マスメディアを組織しその活動に参加する権利、NGO組織の活動に参加する権利、居住国とロシアとの相互関係を促進する活動に参加する権利、居住地を自由に選択する権利、ロシアに帰還する権利が含まれている。

第7条から第10条では、第1条で「在外同胞」に含まれるとされた「在外ロシア国民」、「ロシア国籍を有しない旧ソ連国民」、「ロシア国家、ソ連またはロシア連邦から国外へ移民した者」、そして「同胞の子孫」とロシアとの法的関係性について具体的に規定されている。

まず「在外ロシア国民」については、国外でロシア連邦による保護や援護を受けることができ、国内外を問わず、原則として、ロシアに居住するロシア国民と同等の権利が保障され、同等の義務が課される。またロシア国籍と第三国国籍の双方を有する二重国籍者である場合、そのことは権利や自由の制約根拠とはならない一方で、彼らはロシア国民としての義務から逃れられないとされている（第7条）。

次に「ロシア国籍を有しない旧ソ連国民」については、彼らとロシア連邦との関係性は、彼らの居住国の歴史的特色により定義され、ロシア連邦にとって優先的意味（приоритетное значение）を持つとされる。ロシア連邦は、国籍を取得する権利や国籍選択の自由を含む基本的人権や自由の実現に際して、居住国の法律を考慮しつつ、この法律や国際条約に基づいて援助を行うとされている（第8条）。

また「ロシア国家、ソ連またはロシア連邦から国外へ移民した者」については、全領域でのロシア連邦との関係性の保持や、当該法律の第14条から18条に従って提供される機会の利用に加えて、基本的人権や自由の侵害があった場合においても、彼らはロシア連邦から援助を受けることができる。その上で、彼らのうちソ連国籍を有していた者で旧ソ連諸国以外の外国に居住する者に対しては、当該法律の第8条の規定が適用されると規定されている（第9条）。

最後に「同胞の子孫」については、彼らがロシア国民である場合または二重国籍者で一方の国籍がロシア国籍である場合は、当該法律の第7条の規定が適用される。また「旧ソ連国民」や「移民」の直系子孫に当たる場合は、この法律の第14条から18条に従ってロシア連邦との関係性の条件が形成されるとされている（第10条）。

第11条では、新たに規定された「在外同胞」によるロシア国籍取得の方法につき定められている。

1項では、「在外ロシア国民」が有するロシア国籍は海外での居住を理由に停止されないとされ、2項では、ロシア国籍を有さない「在外同胞」の国籍取得につき、以下のように詳細に規定されている。

第一に、海外に居住する者で、ロシア・ソヴィエト社会主義共和国やロシア連邦の国籍を剥奪された者、または自由な意思表示に基づかずそれらの国籍を喪失した者は、彼らが不服申立てを



行わない場合、ロシア国籍を回復した者として見なされる。

第二に、ロシア国家の国民でロシア連邦の外で居住していた者、ロシア・ソヴィエト社会主義共和国の国籍を剥奪または自由な意思表示に基づくその国籍を喪失した者やその直系子孫は、登録手続きによりロシア国籍を取得できる。

第三に、ロシア国家からの移民で、自由な意思表示によりロシア国籍を拒否した者に対しては、ロシア連邦法に従い、彼らの申請に基づいてロシア国籍が付与される可能性がある。

第四に、旧ソ連国民や「在外同胞」の直系子孫のうち、第三国の国籍を有する者に対しては、条約やロシア連邦法に従い、彼らの申請に基づいてロシア国籍が付与される可能性がある。

3項では、二重国籍に関して規定されており、ロシア国民は憲法や国際条約またはロシア連邦法に従い、第三国の国籍を取得することができるとされている。同様に旧ソ連国民、ロシア国家からの移民または「同胞」の直系子孫が第三国の国籍を有していることや無国籍であることは、ロシア国籍の取得に関する申請の妨げとならないとしている。また4項では、旧ソ連国民とその子孫で自由な意思表示により第三国国民となることを宣言していない者は、自動的にロシア国民と見なされると定められている。

第14条から第18条では、「在外同胞」に対する支援に関して規定されている。第14条では「在外同胞」支援についての基本原則が規定されているが、特に4項では「在外ロシア国民」への差別はロシアによる当該国家への外交政策の変更の根拠となりうること、5項では「同胞」の基本的人権や自由が保障されない場合、ロシアが彼らの利益を守るための処置を講じることが定められている。第15条以下では、基本的人権・自由の領域（第15条）、経済的・社会的領域（第16条）、文化・言語・教育の領域（第17条）、情報保障の領域（第18条）での具体的支援が定められているが、そこでは1994年政府決定や1995年の連邦議会宣言、1996年政府決定において規定されたものが殆ど踏襲されている。

また第26条では、連邦国家機関や連邦構成主体の国家機関において、「在外同胞」の利益を代表する機関を設立することができるとされている。この条文を根拠として、「全世界ロシア在外同胞会議（Всемирный совет российских соотечественников за рубежом, МСРС）」が2002年10月に設立された。

Shevelによると、以上で概観した1999年法は、その制定からしばらくの間はあまり顧みられることがなかったが、近年はロシアの旧ソ連地域における「在外同胞」政策を根拠づける主要な法規範として機能しているという<sup>23</sup>。1990年代には、基本原則や根拠法の整備に多くの資源が費やされたが、「在外同胞」政策は消極的なものに留まっていた<sup>24</sup>。つまり当時のロシアは「在外同胞」の現地社会への統合を前提に、彼らにロシア国籍を付与した上で、彼らの権利問題に適宜介入することを企図していたと言える。

## 2. 「在外同胞」概念の変容とその支援策の変化

### 2-1. 2002年国籍法制定と「国民」概念の変容

1999年末に成立したプーチン政権下では、プーチンにより2001年8月に「現段階におけるロシ

ア連邦の対外同胞支援コンセプト（以下、コンセプト）<sup>25</sup>が承認された。その中で「在外同胞」は、「ロシア連邦の国外に居住し、ロシアと歴史的、民族的、言語的および精神的繋がりを有し、自らロシア的な特徴（российская самобытность）を保持しようとし、またロシアとの接触、協力を維持することが必要であると感じている人々」と定義されており、ここでは1999年法の定義から抜け落ちていた主観的諸要素が復活し、1995年連邦議会宣言で触れられなかった「言語的関係性」についても言及されている。

また「在外同胞」への帰属については、自由な意思表示や行動により選択されたアイデンティティー（самоидентификация）に基づくとされており、ここでも従来と同様に「当人の自己決定」に委ねる姿勢が一貫して採られている。加えて「在外同胞」への具体的支援に関しても、これまで通りロシアが「在外同胞」の処遇について責任を負うとする立場から、国際法に従って彼らへの完全な市民的、政治的、社会的、経済的、文化的諸権利や自由を保障することが謳われている。

その一方で、政治的権利の保障については、従来よりも踏み込んだ点に言及している。そこでは「在外同胞」が民族的特徴を保持しつつ自発的に居住国社会に統合されることを支援し、同時にロシアへの受け入れ措置も行うとする従来の方針が維持されているが、「在外同胞」が合法的、平和的な方法で現地の基幹民族と同等の地位を獲得し十分な政治的代表権を得て意思決定過程に参加するべく、現地の「在外同胞」の組織的活動を支援すべきとされている。

さらに、ロシアによる対外措置については、「在外同胞」の基本的人権や自由の侵害、差別を彼らの居住国が容認する場合、ロシアは国際法の枠組み内で正義の回復のために行動することに加えて、当該国家への対外政策を見直す契機となりうるとされている。しかし他方で、旧ソ連諸国でのロシア語の法的地位については、1996年の「在外同胞支援措置プログラム」では第二国家語化を目指すと言われていたが、当該コンセプトでは「公用語または族際語」の地位付与を目指す点が述べられるに留まっている。

その後、2001年11月に「全世界同胞大会（всемирный конгресс соотечественников）」の第一回大会がモスクワで行われた。冒頭でプーチンは、ロシア語母語話者コミュニティ（русскоязычное сообщество）には、ロシア国民に加えて「ロシア語を話し、ロシア語で考え—より重要かもしれないのはロシア的感覚を有する（чувствующие по-русски）—ロシアの外に居住し、祖国との関係維持を望む多くの人々が含まれるという。そのため「同胞」への帰属については、「ルースキー・ミール（русский мир）」がロシアの国境や民族の境界を超えて広がっている点を考慮しつつ、「個人の精神的自己決定」により定義されるべきとする。さらにプーチンは「同胞」との強固な相互関係の構築が必要だとしており、ロシア語や「我々の全ての文化（вся наша культура）」への支援を通じた「共通の文化・情報空間の発展」に加えて、「在外同胞」とロシアとの実務的協力関係や彼らのロシアへの帰還を念頭に置く「経済的協力」を重要視している。他方で、プーチンは過去10年間の「在外同胞」政策にも言及し、許しがたいほどわずかな結果しか残していないと批判している。そこでは今後の重要課題の一つとして、複数の国家機関を一本化した上で、「在外同胞」政策に関する強力な専門機関を設立することが挙げられている<sup>26</sup>。

以上から、プーチンへの権力委譲後の「在外同胞」政策は、「在外同胞」の居住国社会への統合を原則として支持しつつ、彼らの「少数派としての権利」の保障を主張することに重点を置き

ていたエリツイン時代の姿勢から、「在外同胞」を「ロシア＝ネイション」の不可分な一部としてみなし、彼らとロシアとの言語的文化的紐帯の強化や、彼らのロシアへの帰還を促進する方針へと転換されたことがわかる<sup>27</sup>。

この「在外同胞」政策の実質的変容は、国籍法における国籍概念にも影響を及ぼした。2002年5月には、「在外同胞」のロシア国籍取得手続きにつき規定していた1999年法第11条削除と同時に、1991年国籍法に代わる新国籍法（以下、2002年国籍法<sup>28</sup>）が制定され、新たな国籍取得手続きが定められた。

2002年国籍法では、まず第6条で二重国籍につき、第三国の国籍を有するロシア国民は、条約や連邦法が規定する場合を除き、ロシア国内ではロシア国民としてのみ見なされること（1項）、第三国の国籍の取得を理由としてロシア国民が有するロシア国籍は停止されないこと（2項）が規定されている。

その上で、国籍取得については、通常手続きによる国籍取得（第13条）と簡素化された手続きによる国籍取得（第14条）の二種類の方法が定められている。前者では「18歳以上の行為能力を有する第三国国民または無国籍者」が対象者とされており、国籍取得要件としては、①居住許可の取得日から国籍取得の申請日までの連続した5年間にわたるロシア領内での居住、②ロシア連邦憲法や法律を遵守することの誓約、③ロシアとの二重国籍に関する条約を締結した相手国の国民を除く、現有国籍からの離脱、④ロシア語能力が求められている（1項）。その例外として「18歳以上の行為能力を有する第三国国民または無国籍者」のうち「ロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦で出生し、旧ソ連国民であった者」の国籍取得に際しては、ロシア国内での居住要件が連続した1年へと短縮されることが規定されている（2項）。後者では「18歳以上の行為能力を有する第三国国民または無国籍者」で、「両親の一方が労働能力を欠くロシア国民である者」または「旧ソ連国民のうち、旧ソ連諸国に居住しているまたは居住していた者で、当該国の国籍を取得せず、その結果無国籍者となった者」が対象者とされており、彼らには第13条で求められる国籍取得要件のうち、ロシア国内での居住要件が免除されると規定されている（1項）。他方で、第三国の国籍を有するまたは無国籍の子供については、両親のうち一方がロシア国民である場合で、一方の親による申請と他方の親の同意がある場合はロシア国籍を取得できるが、その子供がロシア国内で居住している場合、当該要件の充足は求められないと規定されている（2項）。

以上からは、1999年法第11条の削除と2002年国籍法の制定を経て、国籍概念が「ロシア国内における居住」要件と「事実上の二重国籍」の廃止によって再定義された結果、1991年国籍法と比べて「ロシア国民」概念が縮小したことがわかる。1991年国籍法では1999年法の「在外同胞」全類型が「我々」として見なされていた一方で、2002年国籍法ではその殆どが「他者」として見なされることになったのである。これにより、彼らはロシア国籍取得に際して、原則として外国人一般と同じ手続きを踏むことが求められ、同時にロシア語能力証明も課せられることになった。この理由としてShevelは、法案審議過程において一部議員により主張されていた、中央アジアからの「望ましくない旧ソ連国民」流入の防止というよりはむしろ、ロシアが不合理な経済的負担を負うことを避ける狙いがあったとしている<sup>29</sup>。

## 2-2. 「在外同胞」≠「他者」

その一方で、2002年国籍法制定を経て、殆どの「在外同胞」が法的にロシアの「他者」となったことは、彼らがロシアの「完全な他者」となったことを意味しない。なぜなら、2001年プーチン演説の中で言及された「ルースキー・ミール」概念には、「ロシアの地政学的実体は本来のロシアより大きい、または大きくあるべきである」または「地政学的実体としてのロシア連邦とその他に住まう血縁関係者との間には、何らかの道理に適う政治的な関係性が存在する、または存在するべきである」という「勢力圏 (sphere of influence)」の考え方が根底に含まれるからである<sup>30</sup>。つまりプーチン時代初期に「在外同胞」概念が実質的に変容したことや、2002年国籍法制定を経た「国民」概念縮小が経済的理由によることを考慮すると、法的な「狭義の我々」から排除された多くの「在外同胞」は、ロシアによりその勢力圏である「ルースキー・ミール」に属する「広義の我々」として、引き続き見なされていると考えられる。

その証左として、2002年11月に政府命令<sup>31</sup>によって定められた「2002年から2005年までの在外同胞支援の基本指針」が挙げられる。その目的は「在外同胞」とロシアとの間で、彼らの権利や自由の保護に関する効果的な相互関係メカニズムを形成することであるとされ、具体的には、従来の「在外同胞が自身の民族的独自性を自発的に保持しつつ居住国に適應すること」に加えて、「彼らの『制御されたロシアへの合法的移民 (законная контролируемая миграция в Россию)』のメカニズムを形成すること」とされている。さらに文化面では、ロシアが「在外同胞」の母語や文化の保持に加えて、第三国でのロシア民族文化 (русская культура) やロシア語の発展、普及にも重要な意義を見出している点が示されている。

以上で定められた内容は、2006年以降の「在外同胞」政策に反映されており、「ロシア連邦への自発的移住支援プログラム」の実施 (2006年) や「ルースキー・ミール財団 (фонд «русский мир»)」の設立 (2007年) そして「ロシア連邦交流庁 (Россотрудничество)」の設置 (2008年) が相次いで行われた。

「ロシア連邦への自発的移住支援プログラム」は、2006年6月の大統領令<sup>32</sup>により定められ、当該プログラムの目的は、ロシア国内での出生率や人口減少を背景に「ロシア国内の諸地域の需要と在外同胞のポテンシャルを統合すること」とされている。つまり「伝統的なロシア的文化 (российская культура) の中で育てられ、ロシア語を話し、ロシアとの関係維持を望む在外同胞は、受入先の社会に迅速に適應する能力を有している」ことから、国内での労働力確保を目的として彼らのロシアへの移住が推進されることになったのである。さらに、このプログラムと国籍政策は連動しており、2008年の国籍法改正<sup>33</sup>ではこのプログラムに参加しロシアに移住した「在外同胞」は、5年間の居住を経ずにロシア国籍を取得できるようになった。チュジノフスキフによると、プログラム参加を経てロシア国籍を取得した者は2007年では国籍取得者全体の1%に過ぎなかったが、2017年には53%を占めるまで増加したという<sup>34</sup>。

また「ルースキー・ミール財団」は2007年6月21日の大統領令<sup>35</sup>により設立され、その目的はロシアの精神的財産であり、ロシア文化 (российская культура) や世界文化の重要な要素とされるロシア語の普及や、ロシア国内と第三国でのロシア語学習支援であるとされている。その課題としては、ロシアや外国の公的、私的機関と共同してロシア語の普及活動を行うことに加えて、

「ロシア・ディアスポラ (российские диаспоры)」により行われる、彼らの文化的アイデンティティーや、ロシア語の族際語としての機能を維持する活動に対しても支援を行うことが挙げられている。

他方で「ロシア連邦交流庁」は、2008年9月6日の大統領令<sup>36</sup>により、ロシアとCIS諸国やその他外国との人道的協力をロシア外務省の後援のもとで発展させることを目的として設立された。「ロシア連邦交流庁」は、「ルースキー・ミール財団」がロシア語やロシア文化の普及や発展に特化している一方で、より幅広い領域を対象としており、2013年の大統領令<sup>37</sup>では、ロシアの「ソフト・パワー」を担う戦略的機関として位置付けられている。

これらの機関設立を経て、これまであまり行われてこなかった「在外同胞」への文化的側面に対する財政的支援が活発に行われるようになった。さらに、2009年にEUの東方パートナーシップ政策が開始され、「近い外国」における影響力をめぐる競争がロシアとEUとの間で激化すると、ロシアは当該地域での影響力保持を目的として、「在外同胞」支援に関する財団設立を積極的に行うようになった<sup>38</sup>。

### 2-3. 「在外同胞」政策の転換

その後、2010年7月の1999年法改正<sup>39</sup>を契機に「在外同胞」政策は大きく変化することになった。

第一に、「在外同胞」概念は、「在外ロシア国民」に加えて、「歴史的にロシア連邦の領土内に居住する者とその子孫」や「歴史的にロシア連邦に居住する諸民族に属する者とその子孫」そして、「ロシア連邦との精神的、文化的、法的な関係性のために自由な選択を行った者のうち、その直系先祖がロシア連邦領土に居住していた者」が含まれる概念へと再定義された。なお、第三類型の「ロシア連邦領土に居住していた者」には、①ロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦以外の旧ソ連諸国に住んでいた旧ソ連国民で、当該国家の国籍を取得した者または無国籍となった者、②ロシア国家、ロシア共和国 (российская республика)、ロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦、ソ連、ロシア連邦からの移民のうち当該国家の市民カテゴリーに属していた者で、第三国の国籍または無国籍となった者が含まれるとされている (第1条)。また「在外同胞」への帰属の承認方法としては、「在外ロシア国民」はロシア国籍への帰属を証明するもので足りるとされた (第3条1項) 一方で、それ以外の「在外同胞」については、彼らが「ロシア連邦との精神的、文化的、法的な関係性のために自由な選択を行った」ことの証明が必要であるとされている。その具体的活動としては、ロシア語やロシア連邦諸民族語の保持、外国におけるロシア文化 (российская культура) の発展、ロシア連邦と「在外同胞」の居住国との友好関係の強化、「在外同胞」の社会組織への支援、「在外同胞」の権利保護が挙げられている (2項)。さらに「在外同胞」は、「在外同胞」の社会組織に自身を登録し、2項で列挙された諸活動への参加を証明する文書を受け取る権利を有するとされる (3項)。

第二に、「在外同胞」に対する支援策としては、新たに「『在外同胞』が居住国の国民と同等の権利を有する国民として居住することができるように支援を行うこと」が定められており、従来の「『在外同胞』が自身の文化的独自性を保持しつつ、居住国の社会に統合されること」よりも、踏みこんだ点に言及している (第5条3項)。さらに注目すべき点としては、ロシアが「ロシア語、ロシア連邦諸民族語を用いる権利」という「在外同胞」への「言語権」保障につき支援を行うこ

とが明記されたこと（第5条4項）が挙げられる。「言語権」保障に関する具体的な支援としては、連邦国家機関や連邦構成主体の国家機関が「在外同胞」のロシア語やロシア連邦諸民族語の能力の保持を支援すること（第17条5項）や、居住国の教育制度を考慮しつつロシア語やロシア連邦諸民族語による教育を保障すること（6項の1）、そして彼らが居住国のマスコミやインターネットを通じて、ロシア語やロシア連邦諸民族語により情報を受け取ることができるように施策を講じること（第18条1項、2項）が規定されている。

以上からは、2000年代初頭には、「在外同胞」概念が「ソ連を含む、歴代ロシア国家の国民または国民であった者とその子孫」というロシア国家の連続性に立脚したインクルーシヴな概念から、「ロシア語を母語とし、ロシアとの間に精神的、文化的、法的な関係性を見出す者」を意味する、とりわけ言語的共同性が強調された概念へと変容したと言える。つまり「在外同胞」概念が上記のように再定義されたことにより、2002年国籍法制定後に「国民」概念から外れた旧ソ連国民のうち、文化的に異なり最も望ましくないカテゴリーとされる「中央アジア出身者」の大部分は、「在外同胞」概念から排除されることになったのである<sup>40</sup>。

かくして「在外同胞」は、2010年の1999年法改正後、国境で分断された「ロシア＝ネーション」を統合する「ロシア語を核とする国境を越えた『想像の共同体』」の役割を法的に与えられたと言える。

### 3. 小括

以上で明らかにした「在外同胞」概念の再定義は、2014年以降のウクライナ危機で大きな役割を果たすことになった。「ロシア語話者」という言語的メルクマールが「在外同胞」概念において特に強調されるようになったことで、ロシアは「クリミア編入演説」のように、「在外同胞」の「言語権」保護を訴えつつ、旧ソ連諸国の国民化政策に対して積極的介入を行うことが可能となった。

さらに2018年には、「武力紛争や（または）政治体制の転覆が発生し、社会的、政治的、経済的に困難な状況を伴う国家に居住する同胞が簡素化された方法によってロシア国籍を取得すること<sup>41</sup>」を目指した国籍法改正が行われた。その際、第29条1項の1が追加され、ロシア連邦大統領が「人道的目的のため、簡素化された方法によりロシア連邦国籍の申請を行う権利を有する第三国国民および無国籍者のカテゴリー及び当該申請の提出方法ならびに提出書類のリストを決定する権利を有する」ことが規定された<sup>42</sup>。これに基づいて2019年4月29日に大統領令<sup>43</sup>が出され、ウクライナのドネツク・ルガンスク地方の特定地域<sup>44</sup>に居住する人々は、ロシアにおける居住やウクライナ国籍からの離脱、ロシア語能力証明などの条件が課されない、非常に簡素化された方法でロシア国籍を取得することが可能となった。

以上によると、2019年国籍法改正を経て、第三国国籍を有する「在外同胞」が、「人道的目的」を掲げる大統領令によって、法的な「狭義の我々」となる道が開かれたと言える。この大統領令による国籍付与はエリツィン時代の「事実上の二重国籍」政策を彷彿とさせるが、その対象として、2010年以降に言語的文化的な同質性が強まった「在外同胞」が想定されている点で大きく異

なる。このことから、ウクライナ危機を経て、「在外同胞」に与えられた「ロシア＝ネーション」を統合する役割が一層強化されたと考えられよう。

## 注

- (1) 塩川 伸明『民族と言語—多民族国家ソ連の興亡 I』, 岩波書店, 2004年, 104頁
- (2) 前掲塩川, 105頁
- (3) Rogers Brubaker, “Nationalism reframed: Nationhood and the national question in the New Europe”, Cambridge university press, 1996, pp.5, 66-67
- (4) «Обращение Президента Российской Федерации» от 18 марта 2014 года  
(<http://www.kremlin.ru/events/president/news/20603>, 2020年3月4日参照)
- (5) Закон РСФСР от 28 ноября 1991 г. N 1948-1 «О гражданстве Российской Федерации»
- (6) Федеральный закон от 31 мая 2002 г. N 62-ФЗ «О гражданстве Российской Федерации»
- (7) Toru Nagashima, “Russia’s Passportization Policy toward Unrecognized Republics” *Problems of Post-Communism*, 66:3, 2019, pp.189-190
- (8) Ibid., pp.187-188
- (9) Neil Melvin, “Russians Beyond Russia: The politics of National Identity”, The Royal Institute of International Affairs, 1995, pp.11-13
- (10) Ibid., pp.11-13
- (11) Ibid., p.16
- (12) Rasma Karklins, “Ethnopolitics and Transition to Democracy: The Collapse of the USSR and Latvia”, The Woodrow Wilson Center Press, 1994, p.122
- (13) Zevelev Igor “Russia’s Policy Toward Compatriots in the Former Soviet Union.”, 2008  
(<https://eng.globalaffairs.ru/articles/russias-policy-toward-compatriots-in-the-former-soviet-union/>, 2020年3月6日参照)
- (14) Федеральный закон от 17 июня 1993 г. N 5206-I
- (15) トルクメニスタンとの二重国籍条約は、2003年4月に停止された。
- (16) Zevelev, Ibid.
- (17) Президент РФ Ельцин Б.Н. Послание Президента Российской Федерации Федеральному Собранию «Об укреплении Российского государства» от 24 февраля 1994
- (18) Указ Президента Российской Федерации от 11 августа 1994 г. N 1681
- (19) Постановление Правительства «О мерах по поддержке соотечественников за рубежом» от 31 августа 1994 г. N 1064
- (20) Государственная дума федерального собрания Российской федерации постановление «О Декларации о поддержке российской диаспоры о покровительстве российским соотечественникам» от 8 декабря 1995 г. N 1476-1 ГД

- (21) Постановление Правительства «О Программе мер по поддержке соотечественников за рубежом» от 17 мая 1996 г. N 590
- (22) Федеральный закон «О государственной политике Российской Федерации в отношении соотечественников за рубежом» от 24 мая 1999 N 99-ФЗ
- (23) Oxana Shevel, "Russian Nation-building from Yel'tsin to Medvedev: Ethnic, Civic or Purposefully Ambiguous?", *Europe-Asia Studies*, 63:2, 2011, p.192
- (24) И.Н. Молодикова, «Российская политика в отношении соотечественников за рубежом: роль государственных и общественных институтов», *Социальная и Социология*, 16: 1 (120) 2017 С 125-127
- (25) «Концепция поддержки Российской Федерацией соотечественников за рубежом на современном этапе» (утверждена Президентом Российской Федерации 30 августа 2001 года)
- (26) «Выступление Президента России Владимира Путина на Первом Всемирном конгрессе российских соотечественников»  
(<http://vkrs.com/publications/vystuplenie-prezidenta-rossii-vladimira/> 2020年 3月 4日参照)
- (27) Kristina Kallas, "Claiming the diaspora: Russia's compatriot policy and its reception by Estonian-Russian population", *Journal on Ethnopolitics and Minority Issues in Europe Vol 15*, No 3, 2016, p.6
- (28) Федеральный закон "О гражданстве Российской Федерации" от 31 мая 2002 г. N 62-ФЗ
- (29) Oxana Shevel, "The Politics of Citizenship Policy in Post-Soviet Russia", *Post-Soviet Affairs* 28(1), 2012, pp.24-25
- (30) Mikhail Suslov, "Russian World" Concept: Post-Soviet Geopolitical Ideological and the Logic of "Spheres of Influence", *Geopolitics*, 23:2, 2018, p.333
- (31) Постановление Правительства от 22 мая 2002 г. N 330
- (32) Указ Президента Российской Федерации от 22 июня 2006 г. N 637
- (33) Федеральный закон "О внесении изменения в статью 14 Федерального закона "О гражданстве Российской Федерации" от 01 октября 2008 N 163-ФЗ
- (34) Чудиновских О.С. «Статистика приобретения гражданства как отражение особенностей миграционной политики России», *Вопросы статистики*, 25(9), 2018 С 11-12
- (35) Указ Президента Российской Федерации от 21 июня 2007 г. N 796
- (36) Указ Президента Российской Федерации от 06 сентября 2008 г. N 1315
- (37) Указ Президента Российской Федерации от 08 мая 2013 г. N 476
- (38) И.Н. Молодикова, «Российская политика в отношении соотечественников за рубежом: роль государственных и общественных институтов», *Социальная и Социология*, 16: 1(120) 2017, С 128-129
- (39) Федеральный закон от 23 июля 2010 г. N 179-ФЗ
- (40) Михаил Суслов, «"Русский мир": политика России в отношении соотечественников за рубежом», *Russie.Nei. Visions*, No 103, 2017, С 26-27
- (41) Законопроект от 07 августа 2018 г. N 6150 п - П 4



- (42) Федеральный закон от 27. декабря .2018 г. N 544-ФЗ
- (43) Указ Президента Российской Федерации от 29. апреля .2019 г. N 187
- (44) ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国にあたる地域のこと。